

## 足利市学校電子図書館システム運用業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

### 1 業務名

足利市学校電子図書館システム運用業務委託

### 2 業務概要

#### (1) 目的

この要領は、「足利市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、足利市学校電子図書館システム運用業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

#### (2) 業務の内容

「足利市学校電子図書館システム運用業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日より2年間

#### (4) 提案限度額

17,000,000円（消費税等込）

#### (5) 提案内容

提案にあたっては、契約日を令和5年1月1日と仮定し、令和5年1月からシステムを運用開始し、令和6年12月末日までの2年間下記の条件でシステムを運用するものとした場合における費用の一切を（4）の提案限度額内で提案すること。

なお、実際の契約に当たっては、契約方法、契約開始日、導入コンテンツの内容、数量等については双方協議して決定するものとする。

ア システム導入初期費用

イ クラウド使用料、その他システム保守、運用に係る費用

（令和5年1月～令和6年12月の24か月分とする）

ウ 無期限で使用できる有料電子書籍コンテンツ2000冊の使用料

（初期導入2000冊程度とする。）

エ 有期限又は限定回数で使用できる有料電子書籍コンテンツ2000冊使用料

（初期導入1000冊程度とし、令和5年度前半に500冊程度、令和6年度前半に500冊程度導入するものとする）

※初期導入は無期限、有期限合計で3000冊とすること。

オ その他、契約期間内に発生すると思われる費用

### 3 選考方法

公募型プロポーザル方式による。

「8 企画提案書の記載内容」にある内容についての提案書提出後、プレゼンテーションを行う。なお、詳細な評価内容の公開はしない。

### 4 参加資格

- (1) 採用業務が足利市の令和4・5年度物品購入・業務委託等認定業者名簿に登録されている者であること。未登録の場合は、参加表明期限の3日前までに登録すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しない者であること。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領（平成22年4月1日実施）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 学校電子図書館の取扱いがあり、平成30年度から令和4年度の間、関東地方（1都6県）の自治体で学校電子図書館を導入し、運用した実績があること。

※ここでいう学校電子図書館とは、運営者が学校での利用を目的としてインターネット上に電子書籍コンテンツ等を配備した電子図書館サイトを開設し、児童生徒及び教職員がインターネットを経由して検索、貸出、閲覧、返却等ができるサービスを指す。

### 5 募集要項の質問に関する事項

#### (1) 受付期間

令和4年10月3日（月）午後5時必着

#### (2) 提出方法

「質問書」（様式第4号）を作成し、電子メールに添付して提出すること（口頭、電話、ファックス、郵送、持参による質問は不可）。件名に「足利市学校電子図書館システム運用業務委託 募集要項への質問」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。

#### (3) 受付先

足利市教育委員会事務局学校教育課のメールアドレス宛とする。

E-mail : gakukyou@city.ashikaga.lg.jp（担当：山田）

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年10月7日(金)までに、ホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は、本要項及びその他提出資料等の追加または修正とみなす。

## 6 参加表明に関する事項

参加しようとするものは、下記の書類の提出を要する。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 参加資格要件確認票(様式第2号)
- ウ 会社概要書(様式第3号)及び実績報告書(様式第3-2号)
- エ 会社案内パンフレット

### (2) 提出部数

- ・ア、イ及びウ 各1部
- ・エ 11部

### (3) 提出期限並びに提出場所及び方法

#### ア 提出期限

令和4年10月14日(金)午後5時必着

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午後8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。

※郵送の場合は、封筒に「足利市学校電子図書館システム運用業務委託参加表明書在中」と記して送付すること。

#### イ 提出場所

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 教育庁舎  
足利市教育委員会事務局学校教育課 担当：山田

#### ウ 提出方法

持参または郵送(書留郵便または配達証明できる方法に限る)

※郵送の場合は、発送時に学校教育課まで電話にて連絡すること。

(TEL 0284-20-2220 学校教育課 担当：山田)

### (4) 参加資格要件の審査

提出があった参加表明書及び関係書類等を足利市教育委員会事務局学校教育課で審査し、参加資格要件を確認した者に対し、企画提案書提出要請書を電子メールで通知及び郵送で送付する。また、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び理由を書面により通知する。

### (5) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件が満たなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に書面により、市長に対し、参加資格要件が満たなかったことについての説明を求める

ことができる。

イ 市長が説明を求められたときは、説明をもとめることができる期限の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面により回答する。

## 7 企画提案書に関する事項

参加表明に関する資料の審査において、参加資格要件を満たし、企画提案書提出要請書の通知を受けた事業者のみが対象となる。

### (1) 提出物

#### ア 提案書（任意書式A4版）

- ・「8 企画提案書の記載内容」に基づき作成すること。
- ・A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上とし、下部中央にページ番号をふる（印刷色は問わない）。
- ・専門知識がないものでも理解できるよう簡潔でわかりやすく記載すること。

#### イ システム機能要件確認表（様式第5号）

各項目の要件の可否と備考がある場合は備考欄を記入すること。

#### ウ 見積書（様式第6号）

- ・見積書は、所定の様式を使用すること。
- ・見積書には、事業者の所在地及び商号又は名称並びに代表者の役職名、氏名を記名すること。
- ・2（5）アからオの区分に応じた金額を記載すること。
- ・見積内容にかかる算出根拠、単価、内訳等を明らかにした別紙（任意の様式）を提出すること。
- ・価格については、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・合計は、提案限度額を超えないこと。

#### エ 電子書籍コンテンツ提案一覧表（様式第7号）

- ・電子書籍については、初期導入を予定している3000コンテンツを提案限度額の範囲内で提案すること。（翌年度以降導入予定分の提案は不要）
- ・提案一覧表に記載された区分や提案割合等の指示に応じた提案をすること。
- ・提案する電子書籍コンテンツは有料のもののみとすること。
- ・初期導入分の合計は3000コンテンツとし、無期限コンテンツが2000冊程度、有期限コンテンツが1000冊程度となるよう提案すること。

### (2) 記載上の留意事項

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ (1) 提出物ア～エを1部として整理し、11部を提出すること。

ウ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和4年11月2日(水)午後5時必着

イ 提出場所

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2-1-45 教育庁舎  
足利市教育委員会事務局学校教育課 担当：山田

ウ 提出方法

持参または郵送(書留郵便または配達証明できる方法に限る)

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午後8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。

※郵送の場合は、「足利市学校電子図書館システム運用業務委託企画提案書在中」と記して送付すること。

※郵送の場合は、発送時に学校教育課まで電話にて連絡すること。

(0284-20-2220 学校教育課 担当：山田)

8 企画提案書の記載内容

別紙「仕様書」に記載の基本方針に基づいた考え方、コンセプト等とする。

- (1) スケジュール案(令和5年1月の運用開始を想定したもの)
- (2) 提案する学校電子図書館の特徴
- (3) 使用するハードウェアについて
- (4) セキュリティ対策について
- (5) 電子図書館の構成について
- (6) 利用画面のレイアウト案(タブレット用、PC用、スマートフォン用)
- (7) 利用者や管理者の操作方法等について
- (8) 図書館の検索機能について
- (9) ユーザビリティ、アクセシビリティへの対応や支援ツールについて
- (10) マニュアルやガイドラインの作成について
- (11) 管理者及び教職員向け研修の実施方法について
- (12) 実施体制及び運用サポート体制、障害への対応体制について
- (13) 将来の拡張性について
- (14) 独自提案について
- (15) その他特記すべき事項

9 優先交渉権者を選定するための評価基準等

次表に掲げる項目を基準として提案の審査を行う。

審査区分	評価項目	評価配点	評価事項
企業評価	会社概要 実績	20	・他の自治体において同様の学校電子図書館業務をどの程度実施しているか。
	実施体制	10	・企業としての業務体制は万全か。 ・管理責任者・担当者の業務実施の経験はあるか。
提案内容	スケジュール	10	・作業計画が効率的で、市側の作業負担についても考慮されているか。
	セキュリティ対策	10	・個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策は万全か。
	システムの使いやすさ	120	・児童生徒が操作しやすいかどうか。
			・読みたい本がを見つけやすいかどうか。
			・管理者が操作、管理しやすいかどうか。
			・管理者が選書しやすいかどうか。
運用保守	50	・運用後のサポート体制は万全か。 ・管理面やコスト面での負担があるか。 ・運用開始の問合せや障害発生時に速やかなサポート体制が期待できるか。	
プレゼンテーション及び企画提案	30	・ヒアリングへの応答は明確で誠意あるものか。 ・本市にとって有益な独自提案があるか。	
電子書籍の内容	電子書籍の充実度・ライセンス内容	50	・児童生徒へ提供可能な電子書籍を多数確保しているか。 ・指示通りの電子書籍を「電子書籍一覧表」で提案しているか。本市のニーズに合った提案内容か。
システム機能要件	要件確認	50	・「システム機能要件確認表」の項目の要件を満たしているかどうか。
見積金額	導入初期費用 クラウド使用料 電子書籍使用料	50	・判断基準によるものとする。
合計		400	

## 1 0 優先交渉権者の選定方法及び審査

### (1) 選定方法

本要項に従い提案書を提出した者（以下「提案者」という）を対象に「足利市学校電子図書館システム運用業務委託業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）が審査し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者とし、2位の者を次点者とする。

※提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査委員会が評価の基準を満たしていないと判断した場合は選定しない。

※最も優れた提案を行ったものが複数の場合、くじにより優先交渉権者を決定する。

### (2) 審査

提出された企画提案書をもとに、あらかじめ定められた評価基準（前項参照）に基づき厳正かつ公平に書類審査及びプレゼンテーションを行い審査する。なお、プレゼンテーションは、本業務を担当する業務責任者（業務担当者も可）が行うものとする。プレゼンテーションの開催等については別途通知する。

## 1 1 優先交渉権者及び非選定者に対する通知方法等

### (1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定されたものに対しては、選定された旨を書面（選定通知書）により市長から通知する。

### (2) 非選定者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により市長から通知する。

イ アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

（ア）受付場所 上記「6（3）イ」による。

（イ）受付時間

持参または郵送（書留郵便または配達証明できる方法に限る）とし、持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午後8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。郵送の場合は、「足利市学校電子図書館システム運用業務委託説明請求書在中」と記して送付すること。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。

### (3) 審査結果の公表

優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果を足利市ホームページに公表する。

ア 優先交渉権者氏名及び住所

- イ 優先交渉権者が提案した見積金額
- ウ 応募者の数
- エ 評価結果（優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする）

## 1.2 契約の締結

### (1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、上記「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき
- エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となったとき

### (2) 契約締結日

令和4年11月下旬を予定

### (3) 契約内容について

提案内容を基本として、契約方法、契約開始日、導入コンテンツの内容、数量等については双方協議して決定するものとする。

## 1.3 スケジュール ※日程は都合により変更することがある。

令和4年 9月22日（木）	公示
10月 3日（月）	質問の受付期限
令和4年10月14日（金）	参加表明書等の提出期限
令和4年11月 2日（水）	企画提案書等の提出期限
令和4年11月11日（金）	プレゼンテーション開催
令和4年11月 中（予定）	審査結果通知発送、優先交渉権者との協議及び契約
令和4年12月～令和5年1月	学校電子図書館システム構築、選書作業、教職員研修
令和5年 1月	運用開始

## 1.4 その他の留意事項

- (1) 本業務に関する委託契約は、足利市学校電子図書館システム導入及び保守・運用業務に係る「足利市学校電子図書館システム運用業務委託契約」とする。

なお、必要に応じて運用業務とコンテンツ使用料を別途契約とする、もしくは、令和4年度の契約と、令和5年度以降の契約を別契約にするなど、調整を行う場合がある。



(2) 参加表明書及び企画提案書

ア 提出期限までに参加表明書を提出しないものは企画提案書を提出することができないものとする。

イ 提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。

ウ 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

エ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合、またはプレゼンテーションの中で虚偽の説明をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行う場合がある。

オ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、足利市に無断で使用しない。

カ 企画提案書に記載した業務責任者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(4) 提出された企画提案書等は、足利市情報公開条例（平成 11 年 3 月 23 日条例第 3 号）の規定に基づき、開示することがあるので留意すること。

(5) 様式・見積書への押印は不要とし、持参または郵送により提出することで当該事業者から提出された正規の書類であるとみなす。

1.5 問い合わせ先

〒326-8601

栃木県足利市本城三丁目2-1-45

足利市教育委員会事務局学校教育課 担当：山田

電話：0284-20-2220

FAX：0284-22-0696

E-mail：gakukyou@city.ashikaga.lg.jp

H P：https://www.city.ashikaga.tochigi.jp